

高齢者の施設利用料減免手続きの見直しについて

1 現在の事業概要

高齢者の生きがいをづくりや社会参加促進のため、その年度に65歳を迎える市民に対して、文化・体育施設等を割引料金で利用できる「年長者施設利用証（以下、「利用証」という。）」を交付している。

項目	内容
交付対象者	当該年度中に65歳になる市民 ※平成30年度は14,085人に発送
決算額	1,807千円（平成29年度）
利用者数	延べ735,833人（平成29年度）
対象施設	北九州市内108施設、福岡市内10施設、下関市内10施設、 熊本市内17施設、鹿児島市内9施設
減免総額	192,354千円（平成29年度）

2 課題

- ・「利用証の不携帯時に、施設窓口で他の身分証明書を提示しても割引を適用してくれない」、「本人以外の者が使用している」等の苦情がある。
- ・広域連携で相互利用している福岡市等の市民が、北九州市の施設を利用する場合は、「年齢及び住所が確認できる公的機関の発行した証明書」等で確認しており、取扱いに不均衡が生じている。
- ・利用証は、65歳時にのみ交付するため、紛失や劣化、市外からの転入の際に、区役所での再発行等の手続きが必要となり、市民にとって負担となっている（年間約2,000件）。

3 見直しの内容

今後は、高齢者の利便性を高めることを目的に、

- (1) 身分証明証（マイナンバーカードや健康保険証等）の提示で、割引料金を適用できるように取扱いを変更する。
- (2) 利用証の新たな交付を廃止する。
なお、既に交付済みの利用証は、今後も使用可能とする。
- (3) 65歳以上の全市民へ、高齢者の施設利用料減免制度について周知を行い、利用促進を図る。

4 政令市の状況

- (1) 高齢者施設割引証を交付している政令市（11市）
北九州、仙台、さいたま、川崎、横浜、静岡、浜松、名古屋、神戸、岡山、熊本
- (2) 高齢者施設割引証を発行していない政令市（9市）
札幌、千葉、相模原、新潟、京都、大阪、堺、広島、福岡
※福岡市は平成28年度をもって「シルバー手帳」を廃止

5 広域連携事業

本市では、福岡市、熊本市、鹿児島市、下関市との交流・連携に取り組み、広域連携事業を実施している。

他市の市民が北九州市の施設を利用する場合は、「年齢及び住所が確認できる公的機関の発行した証明書」等で確認している。

6 今後のスケジュール

平成30年11月	市民周知開始（ポスター、チラシ、市政だより、ホームページ）
平成31年 4月	平成31年度から利用証の新規交付廃止 （費用削減額 約180万円）

7 市民への周知方法

- ・市政だより、ホームページ。
- ・区役所、市民センター、各施設においてチラシ配架、ポスター掲示。
- ・介護保険被保険者への送付文書に周知文書同封。
- ・マイナンバーカード担当部局と連携し、希望者のカード取得を支援。